

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の改定について

広島信用金庫では、令和3年4月1日以降に開設された一定のご利用のない口座に対して、「未利用口座管理手数料」（年間1,320円）を導入しておりますが、本手数料の適用対象を下記のとおり改定させていただきます。

今後ともより一層の金融サービスの充実に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定内容について

(1) 改定日

令和7年10月1日（水）

(2) 改正内容

改定前	改定後
令和3年4月1日以降に開設された普通預金口座・貯蓄預金口座で、以下に該当する口座 “最後のお預け入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年間、お預け入れまたは払戻しができない口座”	すべての普通預金口座で、以下に該当する口座 “最後のお預け入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年間、お預け入れまたは払戻しができない口座”

2. 手数料（消費税込み）

年間1,320円〈本改定による変更はございません〉

3. 本件に関するお問い合わせ

ご不明な点は、営業店窓口までお問い合わせください。

以 上